

関西労災職業病 7月号

(通巻75号)

関西労働者安全センター

1980.7.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

新価格

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

100円

- **主張** 労災闘争の大衆的發展に向け
職場（社会）復帰闘争の着実な前進を / 1
- **シリーズ/ 反撃への地歩を（第3回）** 3
主張 ☆齊藤病院被害者の会・岡本隆吉
☆全国せきずい損傷者連合会近畿ブロック会議
兵庫県支部・仲谷春男
- **前線から（ニュース）** 7
- **夏期カンパへの御協力のお願ひ** 15
- **闘いの中から** 16

いかだ労働者の心筋梗塞死 不服申請で労災認定をかちとる

—全港湾大阪支部安全衛生委員会—

主張

労災闘争の大众的発展に向け 職場(社会)復帰闘争の 着実な前進を!

労災職業病闘争が労働運動の重要課題としてとりくまれる中で、被災労働者の職場復帰、社会復帰問題が大きな課題としてクローズアップされてきている。これはこれまでの労働闘争がいわゆる認定補償の闘い、ワケてくられがちであったものが、大衆的な労災闘争の中で生み出されてきた多数の労災被災者の労働権を求め、また、労働運動の一線で奮闘している労働者が災害源との闘いの中に被災者も参加せよとの呼びかけの強まりであるといえる。

職場復帰をめぐる

これまでの論議

労災職業病闘争のこれまでの運動の基調が資本・行政の無茶苦茶な労災者切り捨て政策(私病化、短期労災打ち切り等)から彼らを防衛するということ、また、被災者が独自で団体をつくり切り捨てと闘うこと、にあったことは歴史的な経過からみても必然であり、今後とも重要な側面である。しかし、神戸、横浜、大阪などを中心とする全港湾の労災闘争の前進をはじめ、全国的な、そして大衆的運動としての労災闘争の発展の中で、それだけの位置付けではもはや闘いが前進しないという状況が強まっていく。これは「現場労働者と被災者の団結の問題」として、ここ数年様々な論議がなされてきた。そこにあった一貫した傾向は「せっかく組合が労災かちとったのに、あ

いつ(被災者)は職場に帰る気があらへん」「休んどる方が賃金がええんやからな」というような一線の労働者からする被災者批判であった。それに対する反論も「被災者の立場をもっと理解しなければいかん」とか「労災になってみるとわからん」という程度の精神論や消極的なものに過ぎず、論議はあまりかみ合わなのままに経過した。そして、これまでの労災闘争の大众的発展が逆に反動化の要因にも転化し、資本に運動つぶしの介入を受ける土壌をさえ形成しつつあった。

観念論からの脱脚を

“これからは”

全金港合同や全港灣米穀運送分会における現場労働者と被災者の厳しい関係は、当初よく「組合による被災者抑圧」というような批判を受けた。しかし、現在あらためてその先進性を全国が注目している。そこには特段の新しい理論があるのではない。ただ被災者も労働者、仲間であること、そして現実に団結していくためには「きれいなことではすまん」ということであり、現場労働者と被災者間における様々な矛盾に正面から跳み、解決していこうとする立場である。

これまでの労災闘争の一つの傾向として、誤解をおそれずに言えば、被災者は「できるだけゆっくり休んで治療に専念したい」という要求から、長期間休業をかちとることが先進的風潮が一方であり、これに対して現場の方では「補償闘争だけではだめだ。災害発生源に対する闘いこそ重要」と、それぞれが別個の主張で闘ってきたとも言える。しかし、このような現場と被災者間の分裂が

もはや通用しない状況となっていることは確かである。それは労災闘争が何かむずかしい、特別意義が深いように言われた観念的な運動状況から大衆的闘いへと発展したことに伴う必然的結果であるからである。

画期的な

全国協の運動方針

七九年十二月に結成された「八〇年労災法改正を闘う被災労働者全国協議会」はその最重要要求として「

職場復帰・社会復帰」を掲げ、被災者の労働権の主張を前面に押し出した。そしてこのことを一つの踏み台として、神戸、大阪、神奈川等で復帰に向けた具体的なとりくみが始まれている。神戸では被災者の就労あっせんを拒否する職安に対して全港灣を中心として大衆的決起でこれを粉碎した。大阪府被災労働者同盟でも副会長の職場復帰問題についての労基署交渉に二〇名をこえる被災

者が参加し、消極的態度をとる労基署に強力な指導を求めた。これらは画期的なことである。このように被災者運動、労働運動が職場（社会）復帰という共通の課題に対する闘いの開始は労災闘争の新しい極面を切り開くことになるだろう。もちろんこの問題は極めて困難性をもつものであり、高令者問題など未解決な問題が山積している。

復帰問題研究会の

発足を勝ち取るう！

安全センターでもこのような運動の展開については積極的に支持するものであり、あらゆる努力をおしまないつもりである。その一つの試みとして関係諸団体の協力を得て「復帰問題研究会（仮称）」を近日発足する予定をしている。めばえ始めたこの流れを大きな流れとして確立するために、長期的展望をもって闘いを進めていこう。

反撃への地歩を!

その3

改悪労災保険法案を 完全に葬り去るために...

労働者・被害者すべての人々を

結集しうる思想を持った運動を

斉藤病院被害者の会 代表 岡本隆吉

金儲けに



救急医療を利用

一九七一年当時大阪府の緊急指定病院で、ニセ医者と院長の金もうけ第一主義、デタラメ治療によって、五七名の肉親を奪われた遺族で結成している「斉藤病院被害者の会」です。

斉藤病院というのは、院長の斉藤元一が一九六八年に大阪市淀川区の通称天六交差点近くにあって、鉄筋四階建の中村病院を買いとって開設した病院でした。斉藤元一は小学校しか卒業していないが、戦時中、中国で開業していたという経歴を利用して、戦後引揚医師を対象とした医師

特例試験を受けて医師免許を取得、

病院開設と同時に四六床のベッドのうち十五床を常時救急用として申請し、救急患者を連日救急車で搬送させて経営基盤の確立を計った。このもくろみは当時、救急患者がウナギ上りに増加するなかでみごとに成功初年度から徐々に救急患者搬送数が増加し、ついに大阪府下第四位の救急患者搬送数を記録した。一九七〇年の搬送数は年間一六三〇回に及んでいる。病院規模からするとこれは異常な数値であった。救急隊の間では、斉藤病院はいつ、どんな時でも患者を引受けてくれるから評判が大変良かった。市内はもちろん、市外県外からも搬送される程であった。

ところがその反面、病院内では大変なことが起っていた。開設一年も

ならないうちに、阪大系の医師があまりにデタラメな治療が行なわれることに恐怖して、内部告発をおこなった。また、患者が多くて手いっぱいなため救急患者の受入れをことわった看護婦が、消防署からの通報で院長の斉藤元一の耳に入り解雇させられた。評判は医師、看護婦の間で悪くなり、人手不足となり出した。同時により金もうけをねらって、ついに院長はニセ医者を使うようになった。当時、小児の急患をどの病院もきらっていたが、斉藤は喜んで受入れた。斉藤からすればもの言わぬ子供こそ犠牲にしやすいのであった。こうして幼い子供達十九名を始め、五七名が満足な治療も施されないまま、なかば放置ないしはデタラメな手術で殺された。一九七一年十二月、大阪府警の捜査で二名のニセ医者と院長斉藤元一が逮捕された。調査の結果、斉藤元一は経歴をことごとく詐称し、医師免許を取得したニセ医者であった。深夜あてもなく救急車にすがった、患者、

家族のワラにもすがれる気持を逆なでした斉藤であった。マスコミは一斉に「斉藤病院ニセ医者事件」として大々的に報道、厚生省を中心にしてついに全面的なニセ医者摘発へと波及していった。

救急医療の確立

めぐりて立ち上がる

私達肉親を奪われた遺族は、斉藤病院被害者の会を結成すると同時に、こんなにデタラメな病院を救急指定にしていた大阪府、そして監視、監督を充分にしなかった大阪市の責任を明確にさせ、二度と同じような悲惨な事件を起こさせないために、安心して救急医療行政確立をめざして行政交渉にたちあがった。また、ニセ医者までびこらせている医師医療荒廃をつくり出して金もうけ医療の改革をめざして運動を始めた。こうすることこそ、私達に残された、亡くなった肉親に対する最大

の供養であると考えたからです。

一年間行政交渉を重ね、大阪府・市の責任を追及してきましたが、交渉のたびに後退する当時の黒田知事を始めとした行政当局の態度を改めさせ、斉藤病院事件を教訓とした救急行政の抜本的改革に望みを託して訴訟を起したのが、会結成一年後の一九七二年十二月でした。斉藤元一と大阪府・市を被告として、第一次九遺族、第二次九遺族、第三次八遺族、計二六遺族の長い闘いが始まったのです。

この間私達は、斉藤病院と同じような悪徳医師、病院告発をしている医療被害者との連帯を計る中で、救急医療の実態を告発し続けました。一九七七年、ついに大阪において、全国に先がけた救急医療確立を求め、大阪府条例制定運動としての、四三万人に及ぶ条例制定直接請求運動を取りくんだのです。会結成五年目にしての全府民的な運動でした。各地に休日、夜間の診療体制ができてつづありますが、残念ながら医療の

中味は野放しであります。

地域斗争の重複を、 加害医師・加害企業追及の 権利剥奪は許せない！



蒸づけ、検査づけ、過剰診療に代表される今日の金もうけ医療は、その中味において何ら斉藤病院事件当時と変わっていないのが現実です。のみならず、医療を供給する側、支配している側は増々強固な支配体制確立をめざし、国、製薬資本、医師が一体となって、各業害、医療被害者に新たな攻撃体制を築きつつあります。スモン闘争にみられる医薬品副作用救済基金法、薬事法改悪攻撃がしかりです。そして、未熟児網膜症から子供を守る会の裁判闘争にみられる小児科学会の犯罪的態度、司法の反動化、注射による筋短縮症に対する日本医師会の犯罪的態度しかりであります。

しかし、こうした支配側の再編成攻撃は、決して医療分野だけではない。

く、あらゆる住民運動に対する攻撃と同じように、全労働者に対しても同じような攻撃として現われていることを見ておくことが必要であります。今回の労災保険法の改悪攻撃はその端的な現れであるといえます。一分野の闘いに限定せず、あるいはまた業害、医療被害者運動に代表されるように、被害者運動だけに終ら

せず、すべての人々を結集しうる視点をもった運動を、それぞれが地道に追求しなければなりません。私達はこれからも緊急連に結集している仲間の皆さんと共に連帯しながら、医療に対する一人一人の意識変革を計りうる地域闘争を展開していく決意であります。共にがんばりましょう！

労災法改正に対する全国脊髄員 傷者連合会近畿ブロック会議の意見書

兵庫県支部 仲谷春男

脊髄損傷による 諸困難について

してきます。

私たちは、労働災害によってセキ髄中枢神経を損傷した「セキ損者」もつ全国セキ髄損傷者連合会に所属
私たちがセキ損者は、セキ髄中枢神経を損傷したため、ほぼ全員の人達が両下肢マヒ又は四マヒ、四六時中排尿排便の準備を要するほうこう障害、直腸障害、夫婦生活が不能となり、じょくそう等の発生がわからない知覚神経障害、子供をつくるこ

能力を喪失する発汗神経障害、尿毒症の危険にさらされるシン臓機能障害等と下 激痛やシビレ等に苦しむ生活を送っております。

これらの各種障害があることから、本人、セキ損者家族には、いろいろな家庭問題が発生し、これら家庭問題から解放されないのが実情である。

一、夫婦の別居、離婚

一、セキ損者や介護者の就労不能

一、セキ損者の余命短縮と生活不安

(平均余命は約十二年)

一、介護者の疲労と 疾

一、家庭生活、療養に伴う生活費増

大と収入の低減

一、その他

災害抑止力をなす

「調整」条項の導入

現行労災法は、補償も厚く充実してきたといわれますが、私たちから見れば厚いどころか、大穴だらけで

「思いつき施策」のつみ重ねとしか考えられません。特に「在宅障害者に対する介護制度」がないこと、退院時の「家屋改造のための制度」、私たちの足である「自動者支給維持のための制度」等のないことは、在宅被災者対策が何もないに等しいことを示している。

労災保険審議会の基本問題懇談会

の「公益側意見書原案」の中で現行労災法が直面する課題に対応していくつかの提案がなされていますが、その中で「労災補償制度と民事損害賠償制度との調整の改善」の提案内容は、大変に重要な問題であり、全労働者と被災者の生命と健康にかかわる重要な権利問題であって、労働者・被災者のもつ基本的権利をはく奪するものである。

「二重負担」とは、災害によって生じた損害総額を超過して補償されることを意味するもので、使用者側、公益側、労働省がいう二重負担とは全く理解できないものである。

私たちが、この改正意見原案に対

して最も恐れることは、使用者責任の災害が発生し、これによる死者、被災者が発生しても、これらによる調整改善によって被災者による民事損害賠償請求訴訟に対する使用者側の負担が全く軽くなってしまえば、労働災害発生を抑止力がなくなってしまう、最悪の状況が必ずやってくることです。

両制度調整の改善がもたらす労働安全衛生管理制度の崩壊と災害の激増、調整の改善からくる使用者の損害賠償金額の軽減は、労働衛生規則や諸規格の履行無視となり、そして労働災害の多発激増、被災労働者激増となり二重負担の回避どころではなくなり、労働行政の基本であるべき労働安全の基本姿勢を自ら放棄したことになる。

日本の全労働者皆様、貴方の身に何時このような問題がふりかかってくるかわかりません。現在被災なされてる諸君も、次期被災者のためにも断固反対運動に立ち上がらうてはありませんか。

以上

前線から

南大阪

第七回南大阪労働フェイルド合宿 全国から医学生40名が参加

七月23～26日

第七回南大阪労働フェイルド合宿は、約四〇名の参加で南大阪労働者診療所を

基点に七月23～26日まで行なわれた。呼びかけが遅くなったにも関わらず関東、九州からの参加も多く、又全金大職産業支部等新たに訪問した労組もあって、2425日の労組訪問は密度の濃いものとなった。そして、最終日には全港湾建設支部尾崎委員長の講演と、診療所運営委員会との交流を行った。

今年ほとんど医学生であったので、労災職業病闘争を通して何を労働者に学ぶかというような問題が中心になったといえる。今年は年に一度の機会として定

た班は、実際の労災職業病闘争をより身近に感じることができた。しかし、フェイルド合宿は年に一度の機会として定期待される。(詳細は次号

う。中でも全港湾大阪支部米運分会で一日働いたり、健診部の健診活動に同行し、着するだけではなく、どんな形にしる労働者の闘いに接しながらの発展を考える医学生や他学部学生との連絡をしっかりと、一つ一つを実際の獲得物として残すという課題が問題点として残るだろう。労働者との討論を含めて、総括と方針をしっかりと出していくことが期待される。(詳細は次号

大阪

とりくみます 職場・社会復帰問題

・大阪府被災労働者同盟

大阪府被災労働者同盟で

の問題で古市労基署と交渉

は、同盟員の職場、社会復

をもち、五九三通達に基づ

帰に積極的にとりくみ出し

いて復帰申出を行い、監督

署も積極的な協力をしてく

れている。この間、二名の職

場復帰問題で古市、西野田

署も積極的な協力をしてく

るよう要請した。その後、

労基署と交渉をもった。Kさん

7月11日、同盟員Kさん

Kさんの会社に向き、職場復帰の具体的な内容につい

て話し合った。会社も、Kさんの訓練就労の場所を用意しており、基本的にKさんの希望にそう対策で合意が得られた。

一方、Uさんの場合はペンキ職人で、下請構造が複雑であり、監督署に復帰申出をした時点から障害がでてきた。

五九三通達によれば、職場復帰は原職(元の職場)に限られており、Uさんの

場合は雇用主がK親方であり、元請であるN塗装での職場復帰は法的には不可能であるとの見解を出してきた。しかし、K親方は脳卒中で倒れ、事業閉鎖を考慮しており、Uさんの訓練就労の場は全くない状態であった。

被災者同盟は、被災者の職場復帰をどう促進するかという観点にたつて行政指導を行うよう追及し、先の矛盾の解決を監督者に迫った。そして、7月18日の西野田労基署との交渉で、K親方からの出向という形でN塗装での訓練就労の場をつくることは可能との見解を引き出した。

その後、UさんとN塗装との間で合意が得られ、出向という形で訓練就労をしていくことになった。

職場復帰にかけるUさん

の固い決意に、署交渉にも二十名以上の同盟員が参加するなど、一歩一歩職場復帰の闘いは同盟全体のものになりつつある。

大阪

被災労働者の全国組織

新たな結成を確認

被災労働者全国協議会代表者会議

去る6月28日、大阪において「八〇年労災法改正を

闘う被災労働者全国協議会」の代表者会議が開かれた。今回の会議は、昨年12月2日結成以来の闘いの総括と今後の方針が中心議題となった。労災法改悪反対闘争は、改悪案廃案という大きな成果をかちとり、被災労働者の力を国会内外に示すことができた。しかし、ダブル選挙後の情勢をみるならば、形を変えての再上程は必至との現状認識を全

員で確認した。またこの闘いを通して労災被災者ばかりでなく、公害、薬害の被害者とも交流が深まり、会員の意識も向上したとの意見も出された。一方、全国協議会が掲げた重点要求の実現をめざす闘いは全く不十分であったと総括した。このような総括の上になつて、闘いの中で痛感した被災労働者の全国的組織をつくることを決意し、具体的な内容に議論が移った。そして、恒常組織として「

労災職業病被災労働者全国協議会」を結成し、重点要求の実現をはかるとともに、被災労働者の全国的団結をかちとるために努力することが決定された。具体的には、8月10日、大阪部落解放センターで解散大会を開き、八〇年法改正闘争の総括をし、その後新組織の結成大会を行うことに決定した。

チッソ水俣工場における

塩ビ職業病

—長野氏の不服審査請求勝利に向けて—

A5判 52ページ 200円 ¥140円

熊本地域医療研究会 発行

大阪

全国の闘う仲間への 期待に沿った組織体制を

・職業病認定問題に関する全国連絡会議

7月26、27日の両日大阪
部落解放センターにおいて、
職業病認定問題に関する全
国連絡会議の世話人が行
なわれた。論議は主に全国
連のこれまでの活動の中間
総括に集中したが、課題と
なっている組織再建につい
ては結論をもちこした。

全国連としてはこれまで
大阪、岡山、東京と三回の
全国集会を開催してきたが、
職業病認定問題に関しての
交流というより、被災者の
職場復帰や地域共闘など、
労職闘争の基本的問題につ
いての論議が中心となつて
おり、これらの参加者の要
求にこたえるためにも、全

国連のあり方についても再
検討が必要とされてきた。
両日にわたる討論の中でも
この点に集中したが、結論
としては全国的な労災職業
認定された。

病闘争についてより全般的
な交流、連絡体制がとりう
るよう、全国連の組織体制
の見直しを積極的に検討し
ていくことになり、次回10
月の世話人会で引き続き討
論することになった。また
以前から計画されている「
職業病認定事例集」刊行に
ついては、その実現が再確
認された。

た。その中でも、分会員雲
見さんの脳卒中労災認定、
その後の裁判提訴と、企業
が名称を変えて労働者を首
切り、無責任な態度をとり
続ける名村造船に対して元
請の労災責任を追及し、現
在裁判でも被告を追いつ込
んでいる。更には、本工労働
者のマンガン中毒症、難聴
問題にもとりくみ、資本の
アキレスけんである労災職
業病問題を中軸にして闘い
がとりくまれていく。

南大阪

長期闘争への決意新たに 第二回大会開催される

全港灣建設労働者連合会

7月20日、大阪部落解放
センターにおいて全港灣建
設支部名村分会の第二回大
会が開かれた。

名村造船は、昨年10月大
阪工場を売却し、修繕専門
の別会社（名村重機ドック）

をつくり、並行して本工労働者千五〇〇名にも及ぶ首切をおこなった。七七年末から吹きあれた下請工の首切攻撃の中で結成された名村分会は、下請工の権利を一貫して守り抜き闘ってき

その後、なごやかに交流会がもたれ、ロシア、朝鮮、中国語など世界各国の歌がとび出す中で第二回大会を終了した。

原発内労働被ばく

裁判勝利へ向け

各地で学習会・講演会

・岩佐訴訟

六年越しの裁判の結審をめぐくした中で行なわれ、ひかえ、労災再審査が来年、労働者被ばくの実態を訴え始めに予定されている原発たアピールは共感とともに内被ばく労働者岩佐さんは、受け入れられた。

7月5日から8日まで九州各地の原発運動団体にまねかれた。

5日熊本大自主講座、7日鹿児島県川内市、8日福岡市と三回にわたり、原発内て作業中に被ばくした経過、その後の電力資本のなりふりかまわぬ被ばく隠しの様子等を今後の闘いへの決意を含めて講演した。中でもすでに一号炉が建設中であり、二号炉の公開ヒヤリングが真近の川内市では、地元住民や市民が会場を埋

めつくした中で行なわれ、労働者被ばくの実態を訴えたアピールは共感とともに九州の地で原発運動を屈することなく続けてきた地元住民、これから重要課題として取り組みを強めんとする労働者、学生、市民の奮闘に学び、岩佐労災の闘いをより発展させていかなばならないと思われる。

岩佐訴訟を中心に 労働者被ばくの実態

7月19日、午後一時より東京地評会館で「原発労働者の被ばくの実態と岩佐訴訟についての学習討論会」

が開かれた。去る7月3日八〇〇人を結集して「反核原発、反再処理を闘う労働者・市民集会」を成功させ、より具体的に労働者被ばく問題を学習しようとの意気込みで、原発を闘う団体が数多く参加した。

学習会は、敦賀原発で被ばくして裁判、労災闘争を闘っている「岩佐訴訟を支援する会」より闘いの経過と裁判での論争点について講演があった。休憩時間を合せて三時間の長時間にわたる講演にも関わらず、参加者全員が参考資料を手に熱心に聞き入っていた。

講演の後討論に入り、「原発シブシー」の著者堀江氏の体験談も交えながら様々な意見が出された。特に被ばく労働者が増加しているという深刻な現実をふまえ、彼らの救済をどのようにし

ていくのかということについて論議が集中した。夕方七時まで熱心な討論が行なわれ、8月5日の原水禁大会に労働者被ばく問題をより全国的に討論していこうと確認して、六時間に及ぶ学習会を終了した。

原発内労働被ばく
損害賠償請求事件
(原告最終準備書面)

下請労働者被ばくと原発
の証拠隠滅工作の実態

B444
157p
160円
¥1000

同 再反論書

B4、百七十四頁
(八月五日発行) ¥1000円
¥160円

岩佐訴訟弁護団

ハロニニ八集会より

放射能の囚人

原発内労働の実態

A5判40頁 400円
¥140

労働者の力で原発をとめよう大阪実行委員会

西大阪

地域に密着した運動を

第一回総会を開催

此花労働者センター

7月29日、比花労働者センターは第一回の総会を比花会館において開催し、会員を中心として約三〇名が参加した。一年間の活動の総括としては「三原氏の労災認定闘争な でセンターの基盤がが拡充し、予想以上の成果を収めた」としながらも「まだ絶対的な力量は極めて弱い」としている。また、労災をなくし被災者を支援する闘い、労基法違反の職場をなくす闘い、住電闘争支援などの九項目にわたる運動方針を確認したが、今年度の新しいとりくみとして、婦人を中心とした共同購入運動の推進、地

今後参加メンバーがそれぞれ自分のもち味をフルに發揮してこそ発展の力がわいてくるということを確認しよう」としめくくっている

比花センターは結成後まだ一年しか経過していないが、十年以上にわたる地域的結合の上に設立されたものであり、今後の着実な前進が期待される。第一回目は地域懇談会は8月8日に

東京

公務員の脳卒中労災 中央審査会で訴え

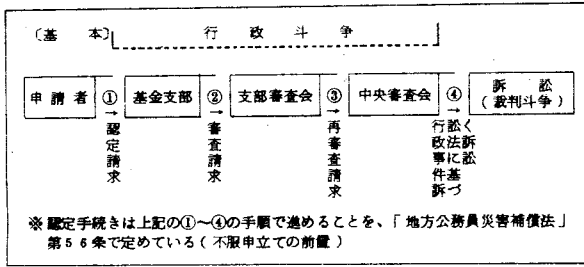
大阪市職弘済院支部

大阪市職弘済院支部組合 京での地公災基金中央審査員Eさんの脳卒中に対する会意見陳述を行なった。公務上認定闘争は、中央にこれには市職本部、弘済院における再審査請求の段階に支部より執行委員、Eさん入っており、7月9日、東の同僚の療母さん、同じ弘

済院で働く保母さん、そして診療所の医師が参加し、Eさんの職場である特別養護老人ホーム市立弘済院の職場実態、民間を中心に脳卒中、心臓病に対して業務上の判断が増えている状況として医学的意見等を陳述して、Eさんの脳卒中が公務上として認定されるべきであることを訴えた。

特別養護老人ホーム市立弘済院は、様々な疾病をもった寝たきり老人の介護施設である。Eさんはここで療母として、老人たちの身の世話一切の責任を果してきた。容易に想像されるように、また実際の療母としての労働は、非常な重労働であり、この職場では腰痛症やケイワンで悩む労働者が多数でている。また老人たちには心理的な問題をもっている人も多く、片

公務災害認定請求手続図



時も気を抜けない緊張の連続の作業でもある。おまけに、平均月に二回程度は24時間連続勤務を強いられ、その後の休養は一日しか与えられないという非人間的勤務体制がしかれている。Iさんは昭和五十年十二月五日、この24時間勤務を終えた後、自宅で墜卒中のため倒れたのである。以前からあった心臓弁膜症で心

臓の中にできた血栓(血の固まり)が血流に乗って脳に到達し、脳の血管をふさぐ血栓ソクという病気であった。市職弘済院支部では、これは弘済院での長年の過重な労働の身心への負担が根本的原因であり、直接には発作前日の過酷な24時間勤務がひきがねになったものであり、公務上災害であると結論し公務上申請を行なったのである。Iさんが心臓病であるにもかかわらず何の配慮もしなかった当局の健康管理責任も重大な問題点である。しかし、公災基金大阪支部は弁膜症による血栓ソクは致命的な病気で、寝ていようが働いていようがいつでもおこり得るのだという、弘済院の労働実態を全く無視した許し難い理由で公務外との判断を下した。

静岡
全国の港の粉じん調査
実施を確認
全港湾中央労職対

支部はこのため、さらに意見なるものの陰に逃げ取りくみを強め地公災基金大阪支部審査会に審査請求を行なったが、再びこれも昨年六月に却下された。理由は原処分庁の言い草と事実上同一であり、医学的補償制度としては最終段階の中央審査会に再審査請求を行なったのである。

7月6日、静岡県伊東において全港湾中央の第二回労働職業病対策議が行なわれた。今回の中心テーマは、今年1月に行われた粉じん作業実態調査(アンケート)に基いて、今後じん肺闘争をどう進めていくかという問題に置かれた。現在、神戸、大阪、横浜などの健診でじん肺にかかっている人は、軽度の人も含めれば一〇〇人をこえており、また肺ガン等粉じんによる健康障害の実態も明らかになりつつある。しかし港湾にはじん肺法の適用さえなく、適切な健康管理救済もできない状況となっている。対策会議では、港湾にじん肺法を適用させることを当面の闘争目標とし、

静岡

全国から報告される

労災認定反動化の実態

港湾病研究会

そのために、この夏以降数 7月19日、関西地本大阪
 港で粉じん環境測定を実施 支部安全委員会は会議を招
 し、基礎的データを収集し 集し、中央本部の方針に基
 ていくことが確認された。 き、大阪支部のうち大正内

全労連労災認定対策会 ツイ等では災害性しか認め
 議と並行して港湾病研究会 ないなど運動器障害に関し
 (代表・岡大衛生太田助教授) ての労災認定の反動化の実
 の第三回目が開かれた。九 態が報告された。それに対
 州、岡山、新居浜、神戸、 し港湾病研究会として、統
 大阪、横浜等の「港湾病」 一問診表、カルテ、読影手
 闘争にとりくむ医療関係者 引をもとに、港湾労働者の
 と弁護士等三〇名が参加し 腰ツイ、ケイツイレントゲ
 た。 ンの統一分析を行ない、審
 査請求に向けて統一見解を
 作成していくことが決定さ
 れた。

まず神戸の第八次申請、
 横浜の第一次集団申請闘争
 の結果報告があり、腰痛で
 はレントゲン上の骨変化が
 なければ認めないとかケイ
 また、じん肺に関しては
 各港の健診結果の報告があ

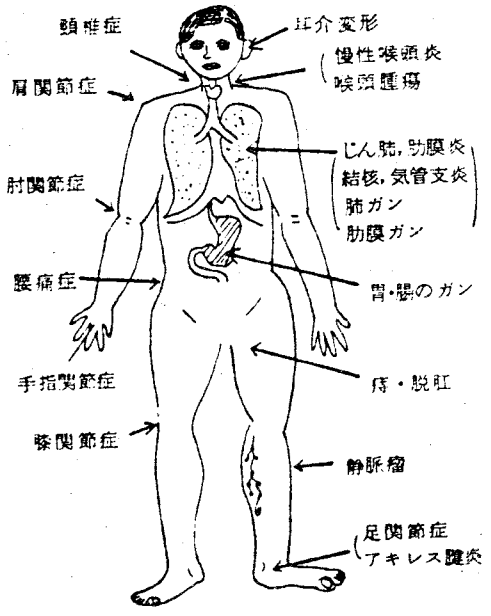
港など数ヶ所の職場で粉じ
 ん調査を行うことを確認し
 た。

軸に、全港湾の全国じん肺
 闘争に会の立場よりとりく
 むことが決定された。

り、神戸港において石綿肺
 の発生、肺ガンを中心とし
 た職業性ガンの発生が剖検
 例を含めて報告された。同
 日行なわれていた、全港湾
 労災職業病対策会議との協
 議も経て、各症例の証明、
 職場環境調査、疫学調査を
 待たされている。

港湾病研究会は、全国的
 な課題別医療関係者のとり
 くみとして、その発展が期
 待されている。

案についての討論、現在ま
 での港湾病闘争へのとりく
 みを「月刊いのち」へ港湾
 病持集としてのせることな
 どが討論された。



港湾病は全身病だ (おもなもの)

北摂

保母の頸肩腕

不服申請で三名が公災認定

高槻市職労

以前（機関誌 号）でして三人が公務上災害として認定されました。

報告しましたが、保母の職業病で地方公務員災害補償基金大阪支部審査会に対し審査請求をした四人に対して多少の影響を与え、土曜

日の勤務、残業、相手保母が病気がちで、他の保母とくらべて労働に過重があったとし、公務上の災害と認定してきた。

過重の太筋をかえずに、つまり、劣悪な労働条件下におかれていた保母労働に頸肩腕障害からのメスを入れることなく判断をしたことはまだまだ不満である。

いったん、公務外とされたものが審査請求で認定されたことは、一応評価できる。しかし、過去の基金の判断基準（厚生省基準、労基法、他の保母とくらべて

岩井 悟

6月の新聞記事から

6・3 超低周波公害が問題になっている奈良県香芝町で老女が転院直後に死亡

6・5 環境庁は新潟県の水俣病患者五人の不服請求を棄却

6・7 出産、労災等で年間稼働率が八〇%以下のものは昇給ストップにした製薬会社に対し大阪地労委は不当労働行為と認定

6・8 四頭筋短縮症の診断基準を厚生省は「正座」重視に手直しした

6・9 米国メキシコ湾で天然ガスのやぐらが爆発

6・13 大阪高裁で京都スモン患者六十五人が和解

6・14 四頭筋短縮症で新潟で三十一人が提訴

6・17 スモン訴訟で横浜地裁は田辺製薬の特効主張は不当だとして和解勧告を行なった

6・19 広島で香料工場が爆発、三人死亡六人ケガ水道水に発ガン物質が含まれていると大阪大助手が指摘

米の核燃料会社で内部告発の女性が行方不明になった

夏期カンパのお願い

6・20 広島原爆被爆者四人が米上院で苦しみを証言した

6・21 大阪で建設宿舍の焼死償えと遺族らが元請会社相手に裁判を提訴

6・22 札幌高裁で無証明のスモン患者に関して和解勧告

6・24 米国ニューヨークで四十二階建ビルで火事があり、一二五人がケガ

6・27 原子力委員会は半径八、十キロを対象とした原発防災対策をまとめた

6・28 ペンジジンがやかいかいな発ガン物質であることが大阪府衛研の調査で明らかにされた
 新型転換炉「ふげん」が運転開始以来始めて故障を起した

6・30 ソ連の細菌工場爆発により、炭ソ病が発生し約千人が死亡したと米下院で発表された

関西労働者安全センターにとって八〇年のスタート

安全センターは設立以来既に七年が経過し、運動

は、労災裁判権のはく奪をねらう労災保険法改悪反対闘争一色に塗りつぶされた感があります。しかし多くの労働組合や被災者団体のたち上りによって、去る五月十九日、改悪法案はついに「審議未了廃案」となり、闘いは勝利のうち第一段階を終えました。七二年の労働安全衛生法制定以来、政府・労働省の連続的な法改悪攻撃に対してようやく一矢をむくいることができたと思えます。我々はこの大きな成果を少しでも多くの人々と共有し、資本・政府の激烈な攻撃が予想される八〇年代の運動を進めていく原動力にしていききたいと思えます。

の範囲も飛躍的に拡大してきています。しかし、組織体制の不十分さなどにより、財政的基盤は未だにせい弱な状態にあります。選挙闘争等で出費の重なる時期ではありますが、夏期カンパへの御協力をお願いする次第です。また、会費・機関誌購読料が未納となっている場合には、できるだけ早期に納入されるよう併せてお願いします。

一九八〇年六月二十八日

関西労働者安





いかだ労働者の 心筋梗塞死

不服申請で 労災認定勝ち取る！ ・全港湾大阪支部安全衛生委員会・

6月12日、大阪支部安全委員会、

大阪港いかだ分会が一年半にわたってとりくんできた元分会員であった寺岡一一氏の心筋硬ソク死亡労災認定の結着がついた。大阪労災保険審査会があべの労基署の「業務外」との決定を取り消し、労災であるとの決定を下したからである。従来より我々がいかだ労働者には心臓が悪いものや、血圧の高い者が多い、これは職業病だと主張してきたことが、全面的とはいかなくても、そのほとんどが認められ、今後いかだを始め港湾労働者が心臓病などの労災問題にとりくんでいく大きな足がかりができたものとして高く評価している。

あまりにもズサンな 阿倍野労基署の決定

この決定によって逆にあべの労基署のズサンなやり方が明るみになった。署は業務外の理由として「発症前の

七三年7月24日より8月17日までの

間、海上作業とは違う連合市作業に従事しているも、過激な作業とは考えられない」「(いかだ労働は)通常作業の反復で特に肉体的、精神的負担が認め難く・・・」としているのは決定書において「動揺性高血圧症を有したる被災者が(いかだ作業という)精神的、肉体的負担の相当地存在する作業実態のもとで血圧の変化をくり返しつつ、発症前の(連合市作業という)異質業務によって負担の度を加え、血圧が上昇、増悪するに致り発作をおこしたとするのが相当」としているのと極立った対象をなしているのは興味深い。

我々は昨年1月に労災申請した時から、充分に調査をして慎重に結論を出すようあべの署に何回となく申し入れてきた。それは、いかだ労働者というのは遠目で見る限りのんびりとした作業に見えその禍酷さがわからないことや、また大阪南港はあべの署の所轄であるにもかかわらず、従来からのいきさつで西労基署がパ

トロールにあたっていているという実態があったからである。ところが実際はどうだったか。分会の労働者は労基署から調査にきてくれるというので、本船荷役がある時ポートを用意し、付添員まで待機させていたにもかかわらず、署は組合との約束を破り会社とのみ協議し、いかだ作業を本船上から早下す、まさに見物調査を行なったのである。「そんなことではわからん」という分会の抗議に対して「署の中に昔（二〇年以上前）いかだの経験がある者がいるので充分わかる」という返事。それでも分会員、遺族はその言葉を信じて決定を待ったのである。

結果はどうだったのか。「最終決定前に話し合いをする」という約束に基づいて昨年5月に交渉がもたれた。しかし、署長は着席するなり「労災ではないと決った」と一言発言するや時間がないと退席し、署長室にかけこみ「今印をついた。文句があれば不服申請せよ」と連絡してきたのである。怒った分会員と

の間で二、三時間押し問答が続いたが「警察を呼ぶ」という居直り勝ちがあかず、その場は押し切られた。その後、支部安全委員が署に再考を求める交渉をもったが平行線であった。分会はさっそく職場集会を開き「不服申請してても、とにかく必ず勝利するまで闘う」ことを万場一致で確認したのである。

行政への期待「捨て

局への攻勢実る

不服申請をした際我々は労基局に対して「充分調査をするよう」再度申し入れた。今度は分会員も甘い考えはなかった。松浦診療所健診部の協力を得て現場を八ミリフィルムで撮映し、それを局にもちこみ審査官の役人に見せた。これは大きな反響があり「これは大変な仕事だ」という声が役人の間から始めて出てきたのである。安全センターとともに

組合の意見書の作成、国立循環器病センターの足達医師の意見書提出と我々の考え方に対する理解を深めさせるべく何回も局へ足を運んだ。そして、今年に入ってようやく「あべの署の調査は不十分」という見解が局から出てきたのである。

労働者の健診など

山積する課題

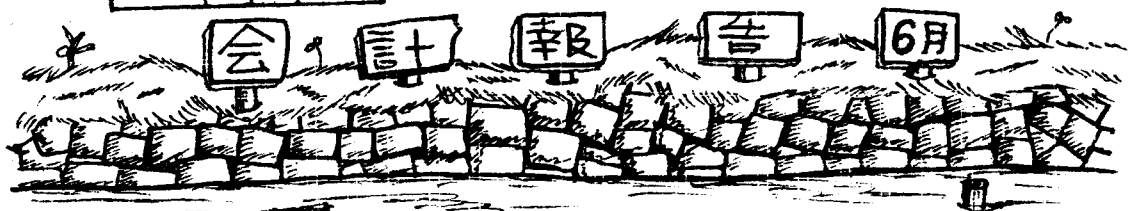
我々は現在、松浦診療所と連携して分会の自主健診を進めてきているが、この闘いの中でいかだ労働者の健康管理を企業が完全にさぼっている事実を主張してきた。ひどいところは七、八年も定期健診を受けていない。そして前にも述べたようにいかだ労働者の心臓、高血圧などの病気がきわめて多いことも明らかにしている。今後、健診活動を進めていくなど取りくみを強めなければならぬことを痛感している。

関西労働者安全センターの機関誌はこの7月号で通巻七五号となりました。一人でも多くの人に読んで頂くとうと、その購読料はできるだけ低くし、七六年3月号(二十二号)より四年間一部六〇円、年間購読料一五〇〇円(カンパ込)という水準を維持してきましたが、昨年より全文タイプ化し、そして紙代をはじめ印刷代の大幅値上げなどでも値上げせざるをえない状況となりました。大変申しわけありませんが、先月6月号(七四号)より一部一〇〇円、年間二〇〇〇円(カンパ込)の新料金とさせていただきますことになりましたのでよろしくお願ひします。

新料金表

部数	料金・年額	部数	料金・月額
一部	二〇〇〇円	五部	五〇〇円
二部	三〇〇〇円	六部	六〇〇円
三部	四〇〇〇円	以上一部増えることに一〇〇円増	
四部	五〇〇〇円		

※購読料は一部四部までは年間料金、五部以上は月額料金とします。



収入		支出	
会費	256,000	事務費	90,845・・・①
機関誌	99,820	活動費	77,854・・・②
カンパ	641,773・・・①	機関誌	71,500・・・③
パンフ	4,000	送料	11,255・・・④
その他	7,000・・・②	人件費	190,000
計	1,008,593	計	441,454

- ①夏期カンパ461,673円と山合製作闘争勝利カンパを含む
- ②コピー代、広告料

- ①6月家賃、共益、新聞、5月ガス
- ②社保4月、電話5、6月、比花センター7月分
- ③4月号印刷代
- ④含振替手数料

6月分収支 +567,139

7月へのくりこし 1,471,099

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻75号) 昭和55年7月20日発行

(毎月一回20日発行)

- 表紙写真
コンテナの積み込みをする
全港湾大阪支部三黄分会の組合員

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28